

令和4年6月から児童手当制度が一部変更



変更点① 毎年6月提出の現況届が原則不要になります

町では、令和4年から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を原則不要とします。ただし、引き続き現況届の提出が必要な方には書類を送付していますので、6月中にご提出ください。

変更点② 特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます

令和4年6月分以降(10月支給分)から、受給者の所得額が所得上限限度額(下表②)以上の場合、特例給付の支給はされません。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
	受給者の所得が①以上②未満ならば「特例給付」(月額5,000円)を支給		受給者の所得が②以上ならば、支給なし	
扶養親族などの数	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

▽6月分から令和5年5月分までは、令和4年度(令和3年分)の所得を審査します。

▽扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族など」という)、扶養親族などでない児童で前年の12月31日において生計を維持した者の数をいいます。扶養親族などの数に応じて、限度額は1人につき38万円(扶養親族などが同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

▽収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。

※ 特例給付が支給されなくなった後、所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

制度の内容

児童手当・特例給付は、15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了前)までの児童を養育している父母などに支給されます。(原則、児童が国内在住の場合支給対象となります)

▽児童手当 所得制限限度額未満の方に対して支給します。

- ・3歳未満 : 月額15,000円
- ・3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) : 月額10,000円
- ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) : 月額15,000円
- ・中学生 : 月額10,000円

※ 第3子以降とは、18歳到達後の最初の3月31日までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。

▽特例給付 所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方に対して、児童1人につき月額5,000円を支給します。

※ 所得が所得上限限度額以上の場合、支給されません。

▽支給日 6月10日(2月分～5月分)、10月7日(6月分～9月分)、令和5年2月10日(10月分～令和5年1月分)

